

## 一般社団法人日本セパタクロール協会 スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞遵守状況の自己説明

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
1	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	<p>①中長期計画として「Road to 2026アジア競技大会（愛知・名古屋）～中長期計画2021.4」を策定して当協会HP上に公開している。（2021.4～2027.3）</p> <p>②策定にあたり理事から意見を求め、常務理事会を経て、2021年3月開催の理事会で承認を得ている。</p> <p>③2021年4月より協会HPにて公開</p> <p>④実行計画の進捗状況は、毎年、6月と3月の理事会にて報告され、改善が必要な計画は都度、見直しをして実行していく。今後は、役員だけでなく、構成員（主には選手）の意見も広く取り入れながら、計画を策定していくことを検討している。</p>	<p>1. 中長期計画2021</p> <p>2. 2020年第3回理事会議事録（2021.3.28）</p> <p>58.HP公開（中長期計画2021）スクリーンショット</p>
2	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	<p>人材採用・育成計画を現在、策定中であり、2022年6月までには下記の項目を柱に人材採用および育成計画を策定する。</p> <p>①事務局の機能アップ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●ボランティアである各委員会は意欲とスキルある委員を加えつつ2024年度には現在の規程で設定されている枠組みをフル活用できる態勢にしていく。</li> <li>●有給職員の数を2024年度には1人以上を目指す。</li> <li>●翌年に名古屋アジア大会を控える2025年度には有給職員数1.5人を目指す。</li> </ul> <p>②育成に関しては、財務、経営など幅広い分野での研修を企画していく。</p>	<p>1. 中長期計画2021</p> <p>2. 2020年第3回理事会議事録（2021.3.28）</p> <p>3.2021年第1回理事会議事録（2021.6.14）</p>
3	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	<p>①協会発足以来、収支構造に変化は見られない。今後も大きく収支構造が変化することはないという前提で中期的な財務についてとらえている。中長期計画2-2. アクションとタイムラインにあるとおりの事務局有給職員の増加は目指されるところであり、これに見合う収入については、中長期計画4. 収支にあるとおり主に会員数増によって複数年かけて増やしていきバランスを取る考えである。また日本代表チームの強化に関してはクラウドファンディングを計画している。理事会で検討中であり、2023年6月までに専門家（エクラ会計事務所）を交えて策定する。</p> <p>②毎年、財務（予算決算）に関して総務委員会で検討し比較分析して、健全性を確保している。協会HPに財務諸表を公表している。</p>	<p>1. 中長期計画2021</p> <p>2. 2020年第3回理事会議事録（2021.3.28）</p> <p>3.2021年第1回理事会議事録（2021.6.14）</p>

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
4	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合（25%以上）及び女性理事の目標割合（40%以上）を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	①現在、外部理事が割合が21.5%（3名）、女性理事の割合が7%（1名）である。②次々期、改選時（2024年6月）には、外部理事21.5%の維持、女性理事35%以上を達成目標とする。 ②現在の構成は、学識経験者、医療関係者が多く、これに経営の専門家等を加えて多様性を確保したい。 ③具体的な施策として、将来の女性理事の育成をかねて2021年6月の理事会で「女性ワーキンググループ」を設置。勉強会を兼ねて積極的に女性目線での協会運営に対して提言して行く場とする。このワーキンググループを通して、女性理事を育成し、2022年6月の理事改選時には2名以上（14%）にする。2024年6月には、5名以上（35%）とする。	3.2021年第1回理事会議事録(2021.6.14) 4.理事会名簿(2020.2-2022.6) 5.定款、規程集
5	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	評議員制度なし。（対象外）	×
6	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	①アスリート委員会を設けており、選手から幅広い意見を募り、組織運営に反映できるように、理事の1名が委員長となり委員会を運営している。 ②現在、構成員は役員1名、選手男子2名、女子2名（男子1名欠員）と適切な構成および人選がなされている。また、年1回以上定期的に開催しているが、規程の条項にその旨が表記されていないので、令和3年12月18日（土）に行われる第2回理事会で審議事項とし、「アスリート委員会規程」を改定し、年1回以上の開催を明記する。③また、役員1名がアスリート委員会の意見を理事会に報告審議する仕組みになっている。	6.アスリート委員会名簿 7.2020年度第1回アスリート委員会議事録（2021.2.7） 8.アスリート委員会規程

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
7	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(2) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	①現状、14名の理事構成、その中で4名の専務・常務理事を配置し、意思決定の迅速化と議論の質向上・監督機能の強化を両立させている。理事会の規模は適正であり、理事の構成も多様であり、また、役割分担がなされており、理事会も年2回以上開催し、委員会報告、審議事項等活発な意見交換がなされ実効性が確保されている。(定款第38条 年2回以上)	2. 2020年第3回理事会議事録(2021.3.28) 3.2021年第1回理事会議事録(2021.6.14) 4. 理事会名簿(2020.2-2022.6) 5.定款、規程集
8	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	①役員の新陳代謝の仕組み等は現在、理事会にて協議中。証憑書類の9.規程 整備内容一覧の中にあるように新規に「役員の選任に関する規程」を作成し、2024年6月の役員改選時までに年齢制限等の整備をしていく。②2024年と3年後とした理由には、前述した「女性ワーキングG」とともにデベロップ委員会にて現役選手と理事との対話、協会運営について意見を交わし、将来の理事候補を育成している最中であり2022年6月には間に合わないと判断したためである。	9.規程 整備内容一覧
9	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないよう再任回数の上限を設けること	①現在は再任回数の上限を設けていない。一般社団法人となり、今年度(2021年)で9年目となるため、10年を超えての理事はいないが、将来を見据え、再任回数の上限や就任時の年齢制限を8と同様に証憑書類の9.規程 整備内容一覧の中にあるように新規に「役員の選任に関する規程」を作成し、2024年6月の役員改選時までに整備をしていく。	9.規程 整備内容一覧
			【激変緩和措置(または例外措置)が適用される場合に記入】	
10	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(4) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	①現状は無し。 ②審査項目9と同様に、規程 整備内容一覧の中にあるように新規に「役員の選任に関する規程」を作成し、2024年6月の役員改選時までに整備をしていく。また、独立した諮問委員会として「役員候補者選考委員会」を設置し、構成員に有識者を配置する整備を同じく2024年6月までに行う。	9.規程 整備内容一覧 役員候補者選考委員会の設置
11	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(1) NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	①NFおよびその他役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守する旨を含む規程を整備している。	10.倫理規程 11.処分規程

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
12	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備している。②現在、今ある規程集の見直し中で、わかりやすいように規程を独立した形で整備を行っている。理事会の運営に関する規程、委員会の運営に関する規程を2022年6月までに、その他必要な規程整備を2024年6月までに行い、全体の規程を整備を完了させる計画である。	9.規程 整備内容一覧 5.定款、規程集 12.新・会員規程 13.新・一般会員登録規程
13	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	①法人の業務に関する規程を整備しているが、現在、規程集を見直し中、わかりやすいように規程を独立した形で整備を行っている。審査項目12と同様に2024年6月までに整備を完了させる計画である。	9.規程 整備内容一覧
14	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか	①役職員に関して「役員旅費細則」「委嘱業務報酬規程」が存在するが、審査項目12と同様に見直し中であり、2024年6月までに整備を完了させる計画である。	9.規程 整備内容一覧 14.役員旅費細則 15.委嘱業務報酬規程
15	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか	①定款 第6章、第7章に本協会の基金、計算について定める他、寄附金取扱規程、助成交付に関する内規が存在し、法人の財産に関する規程を整備している。これに関しても現在、審査項目12と同様に見直し中であり、2024年6月までに整備を完了させる計画である。	9.規程整備内容一覧 16.寄附金取扱規程 17.助成交付に関する内規
16	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	①財政的基盤を整えるための規程を整備している。12新・会員規程、13新・一般会員登録規程が存在する。	9.規程整備内容一覧 12.新・会員規程 13.新・一般会員登録規程 14.新・一般会員登録規程
	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(3) 代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること	①全日本セバタクロール選手権大会および全日本セバタクロール・オープン選手権大会の2大会から強化指定選手・Uカテゴリー強化指定選手を選考する。(20.強化指定選手・Uカテゴリー強化指定選手に関する内規) ②年1回開催される世界選手権大会等の派遣選手選考は、上記から強化委員会が推薦し、理事会に諮り、決定する。	18.2018年アジア競技大会(ジャカルタ、インドネシア)派遣選手選出の手順について 19.同 選考基準改定に

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
17			<p>③現在、セパタクロー競技の最高峰の大会はアジア競技大会であり、（アジア競技大会ごとに種目変更があるため）直近では2022年9月に予定されている杭州アジア競技大会への選考基準（案）を021年12月の理事会で審議予定である。その他の国際大会については、チーム競技であるため、代表監督が存在し、（証憑書類24日本代表コーチ選任規程）監督が、強化指定選手の中から推薦し、強化委員会で審議承認⇒理事会で審議承認⇒日本代表選手として派遣</p> <p>④「強化指定選手行動規範」および「強化指定選手の個人的活動・発信における「日本代表」の使用に関するガイドライン」を設けている。</p>	<p>ついて</p> <p>20.強化指定選手・Uカテゴリー強化指定選考に関する内規</p> <p>21.第19回アジア競技大会（2022/杭州）日本代表選手選考基準（案）</p> <p>22.強化指定選手行動規範</p> <p>23.強化指定選手の個人的活動・発信における「日本代表」の使用に関するガイドライン</p> <p>24.日本代表コーチ選任規程</p> <p>25.強化・育成委員会組織図</p> <p>26.強化・育成委員会の役割・権限</p> <p>27.強化・育成委員会の構成等に関する内規</p> <p>54.証憑書類補足ポンチ</p>
	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(4) 審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備すること	<p>①審判員の資格制度や、大会における公平かつ合理的な選考に関する規程は整備しているが、現状、同規程は策定された（令和2年12月1日）ばかりであり、国内大会については、出場選手が次の試合の審判を行う（持ち回り制。その際、対象チームとの利害がないかのチェックは審判の持ち回りを管理・指示する大会実行委員会が全ての組み合わせに関して行っている）国内大会の決勝戦は公認審判員が行っている。国内大会は今後、28.公認審判員規程に基づく運用に2024年6月までに変えていく。（現在の持ち回り制からの移行について、公認審判員の認定、大会ごとの運用の変更には時間を</p>	<p>28.公認審判員規程</p> <p>29. 審判の役割</p> <p>30.審判規程に関する事務内規</p>

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
18			<p>要するため、段階的な形となる)</p> <p>②同時に、2026年愛知・名古屋アジア競技大会に向けて、審判を育成する計画を実施している(2020年、2021年コロナ感染症の影響でストップしている)。コロナ感染症の影響がなくなり次第、再開し2024年6月までに整備していく。</p> <p>なお、IFには国際審判員の資格があり、現在、国際審判員の資格を持つ者は、協会役員の中に2名、それ以外の審判員3名(うち2020年度から施行の審判員規程にもとづいて国内A級を認定された者1名)である。</p>	
19	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(5) 相談内容に応じて適切な弁護士への相談ルートを確認するなど、専門家に日常的に相談や問い合わせをできる体制を確保すること	①外部理事に公認会計士・税理士や弁護士がおり、また、弁護士と顧問契約を結んでおり、規程の整備や法人運営、会計に関する事柄など、日常的に相談を行える体制を整えている。	4.理事会名簿 47. 白井先生顧問契約書 51.エクラ会計顧問契約書
20	[原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(1) コンプライアンス委員会を設置し運営すること	①倫理規程、処分規程があり、倫理・コンプライアンス委員会を設置されているが、会議開催実績なし。今年度、12月に会議を開催する予定。 ②年1回以上の委員会開催および女性委員の配置を2022年6月の理事会までに行う。	31.各委員会名簿 32.倫理・コンプライアンス委員会名簿 10.倫理規程 11.処分規程
21	[原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(2) コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること	①倫理・コンプライアンス委員会を設置して、学識経験者、弁護士を配置している。	31.各委員会名簿 32.倫理・コンプライアンス委員会名簿
	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(1) NF役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	①今年度はまだ実施していないが、2021年6月理事会にて、役員向けコンプライアンス教育を12月18,19日開催の全日本選手権大会の18日開催の理事会前に行うことを決定している。(48.理事コンプライアンス教育(案))	3.2021年第1回理事会議事録(2021.6.14) 48.理事コンプライアンス教育(案)

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
22				
23	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	①今年度はまだ実施していないが、2021年6月理事会にて、強化指定選手向けコンプライアンス教育を2022年2月開催の全日本ジュニア選手権大会時にコーチ・強化指定選手を対象に行うことが決定している。 ②毎年、アンチドーピング委員会委員によってコーチ・選手対象にドーピング教育がなされている。	3.2021年第1回理事会議事録(2021.6.14) 49.選手コンプライアンス教育・ドーピング教育(案) 33..ドーピング防止規程 34.2019年12月ドーピング教育実施報告書 35.2021年3月ドーピング教育実施報告書
24	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(3) 審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	①今年度はまだ実施していないが、2021年6月理事会にて、2022年2月開催の全日本ジュニア選手権大会時、開会式に時間を取って、審判員(選手持ち回り)コンプライアンス教育を行うことが決定している。	3.2021年第1回理事会議事録(2021.6.14) 50.審判員コンプライアンス教育(案)
25	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(1) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けられることができる体制を構築すること	①法律、税務・会計、労務等については、専門家のサポートが必要であり、日常的にサポートを受けられることができる体制を構築している。財務・経理に関して 経営コンサルタント、税理士事務所に所属する女性に総務委員として会計全般を委託している。 ②法律、暴力行為等相談業務に関しては外部理事(弁護士)に、財務会計、労務において、公認会計士事務所、コンサルタント会社との契約を締結し、定期的な財務・税務、労務等の専門的な監査・助言を受けるとともに、懸念等がある場合には、いつでも相談できる体制を整えている。	36.組織図 47. 白井弁護士顧問契約書 51.エクラ会計顧問契約書 52.(株) オフィス921契約書



審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
26	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	①監事に税理士資格を有する者を選任し、業務運営全般に係る監査を受けている。監事の属性は、税理士・会計士（税理士法人エクラコンサルティング、株式会社エクラコンサルティング）と学識経験者（鹿屋体育大学教授）です。また、経理等に関する規程を現在、整備中である。2022年6月までに整備する。	4.理事会名簿（2020.2-2022.6） 16.寄附金取扱規程 17.助成交付に関する内規 56.監査証明書（前田監事） 57.監査証明書（田中監事）
27	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	①助成元の日本スポーツ振興センターやJOCにおける使用のガイドラインを遵守し、適切に処理している。日本スポーツ振興センターからは毎年、監査を受けている。	9.規程 備内容一覧 10.倫理規程
28	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	①財務情報等について、事務所に備え置き法令に基づく開示を行っている。併せてホームページでも公開している。	37.2021年度事業計画書 38.2021年度収支予算書 39.2020年度事業報告書 40.2020年度決算報告書 41.財務状況等を公表しているホームページ
29	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	①審査項目17と同じ ②HPに情報を開示している。強化指定選手、大会・試合 <a href="http://jstaf.jp/japan/japan.html">http://jstaf.jp/japan/japan.html</a> 、 <a href="http://jstaf.jp/topics/news/2021/2021-2.html">http://jstaf.jp/topics/news/2021/2021-2.html</a>	42.HP印刷資料：2021年後期男女強化指定選手発表、男子U-23、U-20、U-18、女子U-23強化指定選手発表



審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
30	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	①2020年度におけるガバナンスコード順守状況は2021年3月30日にHPに公開している。 <a href="http://jstaf.jp/">http://jstaf.jp/</a>	55.ガバナンスコード公表HP (スクリーンショット)
31	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(1) 役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	①利益相反管理規程に基づいて管理運用されている。	43. 利益相反管理規程
32	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(2) 利益相反ポリシーを作成すること	①利益相反管理規程に基づき「利益相反ポリシー：具体例の提示等(案)」作成中であり、2021年12月開催の理事会にて審議予定。承認され次第、ホームページ、登録チーム、選手に周知し、2022年1月より運用を開始する。	43. 利益相反管理規程
33	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	①通報窓口の担当者には、男性の学識経験者を配置し、本協会ホームページ等を通じて、恒常的にNF関係者等に周知している。当面は、HPから専用のメールにて受け付ける。女性の配置も検討中。2024年6月理事会までに配置予定。 ②通報窓口の担当者には、内部通報制度に関する規程において相談内容に関する守秘義務は課されている。(内部通報・窓口相談規程第9条、第10条) ③通報者を特定し得る情報や通報内容に関する情報について内部通報制度に関する規程を設け、情報管理を徹底している。(内部通報・窓口相談規程第9条、第10条) ④通報窓口を利用したことを理由として、相談者に対する不利益な取扱いを行うことを内部通報制度に関する規程において禁止している。(内部通報・窓口相談規程第9条、第10条) ⑤2021年12月に予定しているコンプライアンス研修の際に役職員に対して、通報が正当な行為として評価されるものであるという意識付けを行う。	44.内部通報・窓口相談規程 31.各委員会名簿 52.セバ協会HP内の内部通報窓口ページ (スクリーンショット)
34	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備する	①当該通報制度の運用体制は、通報窓口 長浜理事(学識経験者)が受付(内部通報・窓口相談規程第2条)、倫理・コンプライアンス委員会に報告する体制になっている。(内部通報・窓口相談規程第7条および新編(加)規程第5条)	44.内部通報・窓口相談規程 11.新編(加)規程

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
34		有識者を中心として整備すること	第7条および新・処分規程第5条)	11.新・処分規程
35	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの 手続を定め、周知すること	①懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの手続を規程等によって定めている。(倫理規定第2条、第4条、第5条。処分規程第2条、第3条) ②懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの手続を周知している。(処分規程第4条～第7条) ③処分審査を行うに当たって、処分対象者に対し、聴聞(意見聴取)の機会を設けることを規程等に定めている。(処分規程第8条) ④処分結果は、処分対象者に対し、処分の内容、処分対象行為、処分の理由、不服申立手続の可否、その手続の期限等が記載された書面にて告知することを規程等に定めている。(処分規程第9条、第10条、第11条)	10.倫理規程 11.処分規程
36	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	① 処分審査を行う者の中に弁護士資格を有した外部理事を入れることで、中立性及び専門性を有している。	10.倫理規程 11.処分規程 32.倫理・コンプライアンス委員会名簿
37	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	①NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めている。②懲罰処分に関しては、倫理規定・処分規程で、判断に不服がある場合には、JSAAを利用できるように定めている。③申立期間について合理的ではない制限を設けていない。(処分規程第11条)	10.倫理規程 11.処分規程
38	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである	(2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	①スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知している。(処分規程の第9条5項)	10.倫理規程 11.処分規程

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
	むべさである。			
39	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	審査基準に示されている「①危機管理体制を構築している。②危機管理マニュアルを策定している。③危機管理マニュアルに、不祥事対応の一連の流れを含んでいる。④危機管理マニュアルに、不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合の一連の流れを含んでいる。」に関して、 ①～④いずれも現在はなし。9.規程整備内容一覧(リスク管理に関する規程)にあるように2022年6月の理事会までに「危機管理マニュアル」策定し、その中に外部調査委員会設置をするプロセスを含めるように計画を進めている。	9.規程 整備内容一覧
40	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(2) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	過去4年以内に不祥事なし。	×
41	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(3) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	過去4年以内に外部調査委員会を設置していない	×
	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指	(1) 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援	①現状は、地方組織として「新潟県協会」「千葉県協会」「大阪協会」の3つが加盟しているが、地方組織との権限関係は明確ではなく、組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うための方針等はない。 ②現在、中長期計画にもあるようにクラブチーム登録を増やす計画を推進している。(中長期計画1-4) クラブチーム登録が増えるように地方協会に登録していく形を将来構想として考えている	1. 長中期計画2021 9.規程整備内容一覧 45. 規則5 付属細則団体の定義および加盟等手続き 46. 規則6 付属細則クラブ

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
42	強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	① 適切な指導、助言及び支援を行うこと	<p>クラブチーム登録が増大することにより地方協会に発展していく形を将来構想として考えられている。</p> <p>③現在、45.規則5付属細則団体の定義および加盟等手続き 46.規則6付属細則クラブチーム登録が存在するが、①、②を満たすために2024年6月の理事会までに加盟団体規程を改訂整備していく。また、地方組織の組織運営及び業務執行について適切な指導助言および支援に関しても、今後のクラブチーム数増大とそれらの地方協会発展への状況に応じて整備していく。</p>	46.規則6付属細則クラブチーム登録
43	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	①今年度はまだ実施していないが、2021年6月理事会にて、12月18日に行われる「理事コンプライアンス教育」に地方組織の代表者（千葉、大阪、新潟の各協会）が参加。それら代表者に各協会内の会員（指導者、審判員、選手）に伝達してもらうための ①指導者及び選手へのコンプライアンス教育について②懲罰制度について③通報制度について等の資料を提供する。	<p>3.2021年第1回理事会議事録(2021.6.14)</p> <p>4. 理事会名簿(2020.2-2022.6)</p> <p>48.理事コンプライアンス教育（案）</p> <p>49.選手コンプライアンス教育・ドーピング教育（案）</p> <p>50.審判員コンプライアンス教育（案）</p>